

玄海町

第7期障がい福祉計画及び 第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

玄 海 町

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景・目的.....	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画策定の方法.....	3
4 計画期間.....	3
5 障がい者福祉施策の動向.....	4
6 障がい福祉サービスの体系.....	5
第2章 障がいのある人の現状・課題.....	6
1 玄海町の人口.....	6
(1) 人口の推移.....	6
2 玄海町の障がいのある人等の状況.....	7
(1) 障がいのある人の推移.....	7
(2) 身体障がいのある人の状況.....	8
(3) 知的障がいのある人の状況.....	9
(4) 精神障がいのある人の状況.....	10
(5) 障害支援区分の認定状況.....	11
3 障がい福祉サービス等の利用状況.....	12
(1) 障がい福祉サービスの利用状況.....	12
4 団体等ヒアリング調査結果.....	18
5 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの課題.....	21
(1) 障がい福祉サービス.....	21
(2) 障がい児福祉サービス.....	21
第3章 計画の基本理念と成果目標	22
1 計画の基本理念.....	22
2 福祉施設の入所者の地域生活への移行の目標値.....	24
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	24
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	24
(3) 地域生活支援拠点等の整備.....	24
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	25
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等.....	26
(6) 相談体制の充実・強化等.....	26
(7) 障がい福祉サービスの質の向上.....	26
3 施策の体系.....	27

第4章 障がい福祉サービス等.....	28
1 障がい福祉サービスの見込みと確保策.....	28
(1) 訪問系サービス.....	28
(2) 日中活動系サービス.....	31
(3) 居住系サービス.....	38
(4) 相談支援.....	40
2 地域生活支援事業の見込みと確保策.....	42
(1) 基本的な考え方.....	42
(2) 必須事業.....	42
(3) 任意事業.....	46
第5章 障がい児福祉サービス.....	48
(1) 通所支援.....	48
(2) 障害児相談支援.....	49
第6章 計画の推進.....	51
1 計画の推進体制.....	51
(1) 推進体制の充実.....	51
(2) サービスの質の向上と人材確保への支援の強化.....	51
2 協議会の円滑な運営促進.....	51
3 PDCA サイクルによる評価と計画の見直し.....	52
(1) 計画におけるPDCA サイクル.....	52
(2) 計画の評価・見直し.....	52

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景・目的

わが国の障がい者福祉施策は、心身に障がいのある人が、その能力を最大限に発揮し、身体的・精神的・社会的にできる限り自立した生活が送れるように援助すること、障がいのある人もない人もともに生活し、活動できる社会の構築を目指すことを基本理念に推進されています。

さらに、高齢化の進行や社会情勢の変化等により、障がいのある人及びその介護者が高齢化し、障がいの重症化・重複化等が進行する一方で、障がいのある人の自立に向けた生活や就労支援、社会参加に対する環境整備も進められてきています。

玄海町では、平成28年度に「互いに理解し 支え合い とともに生きる」を基本理念とした「第2次玄海町障がい者計画」を策定し、障がいの有無に関わらず、自分らしく生きるための活動を支援するための施策を推進してきました。

また、令和2年度に「玄海町第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービス等の提供の充実に努めてきました。

国の制度改正や県の施策動向、本町の障がいのある人や児童を取り巻く環境の変化を踏まえ、自立した日常生活及び社会活動への参加の実現に向け、「玄海町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」）の策定を行うことが目的です。

2 計画の位置づけ

第7期障がい福祉計画

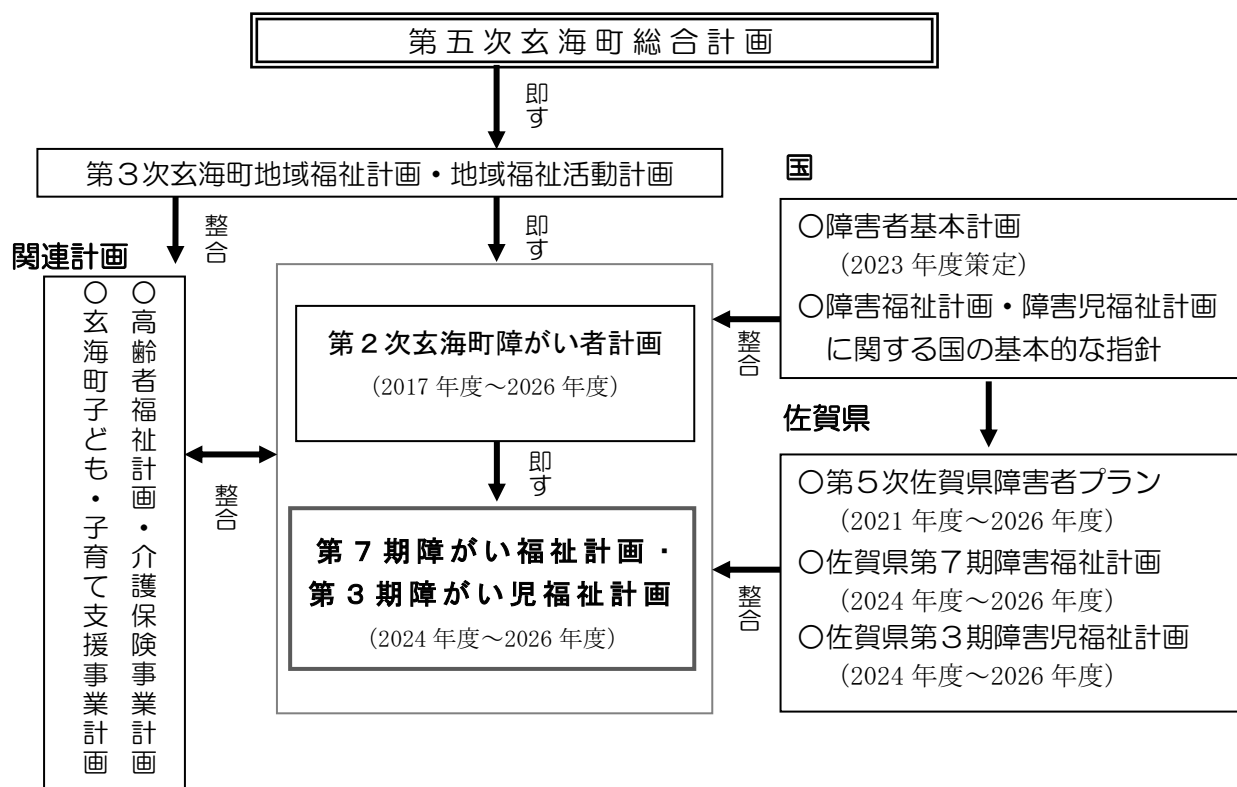
「障害者総合支援法（第 88 条）に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業等の障がい福祉施策の実施計画として策定するものです。

第3期障がい児福祉計画

「児童福祉法（第 33 条）に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい児通所支援や障がい児相談支援等の障がい福祉施策の実施計画として策定するものです。

- 第7期障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画は、重複する箇所が多いため、本計画では、第7期障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画を一体的に策定します。
- 佐賀県では、「第5次佐賀県障害者プラン」の実施計画が令和2年度、県障がい福祉計画として「佐賀県第7期障害福祉計画」が令和6年度に策定されています。これらと整合を図りながら策定を行います。

■ 計画の位置づけ



3 計画策定の方法

本計画は、「第五次玄海町総合計画」「第3次玄海町地域福祉計画・地域福祉活動計画」「第2次玄海町障がい者計画」と整合性を図りながら、障がい者団体等へのヒアリング調査により、障がいのある人及び障がいのある児童の状況を踏まえた上で、策定を行いました。

4 計画期間

「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」の両計画とも、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とします。

計画名称	2021 R 3	2022 R 4	2023 R 5	2024 R 6	2025 R 7	2026 R 8	2027 R 9	2028 R 10	2029 R 11
玄海町総合計画	第五次					第六次			
玄海町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第2次		第3次					第4次	
玄海町障がい者計画	第2次					第3次			
玄海町障がい福祉計画	第6期		第7期			第8期			
玄海町障がい児福祉計画	第2期		第3期			第4期			
玄海町高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第九次 (第八期) ※		第十次 (第九期)			第十一次 (第十期)			
玄海町子ども・子育て支 援事業計画	第2期				第3期				

※（ 期）は介護保険事業計画

5 障がい者福祉施策の動向

令和2年度に策定された「玄海町第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスの提供等に取り組んできましたが、その後、国の障がい者福祉施策について、制度改正が行われています。

1) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法の施行

障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が施行されました。（令和4年5月施行）

2) 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）策定

障がい者による文化芸術活動を推進するための施策の見直しが行われています。（令和5年3月策定）

3) 障害者差別解消法の改正

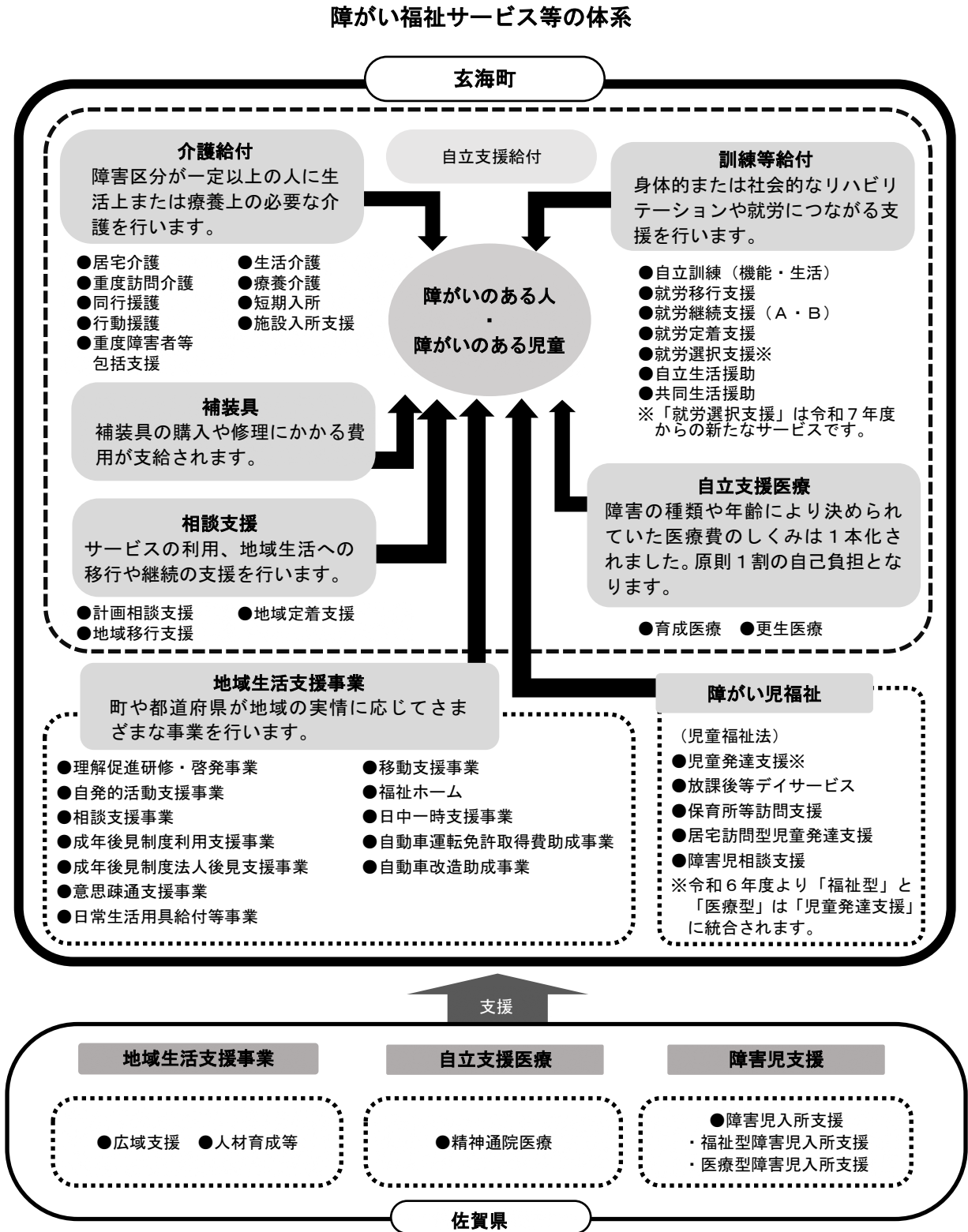
民間企業は、障がい者に対してサービスを提供する際、国や自治体と同じように合理的配慮が求められるようになりました。（令和6年4月施行）

4) 障害者総合支援法の改正

障がい者等の地域生活の支援体制や多様な就労ニーズ、精神障がい者のニーズ等に対応する施策の充実・強化を図ることとされました。（令和6年4月施行）

6 障がい福祉サービスの体系

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス、及び、児童福祉法に基づく障がい児福祉サービス等の体系を下図に示します。



※障害者総合支援法による給付等の対象となる障がいのある人は、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいも含む）、障がいのある児童、難病患者等です。（難病患者は22頁用語解説参照）

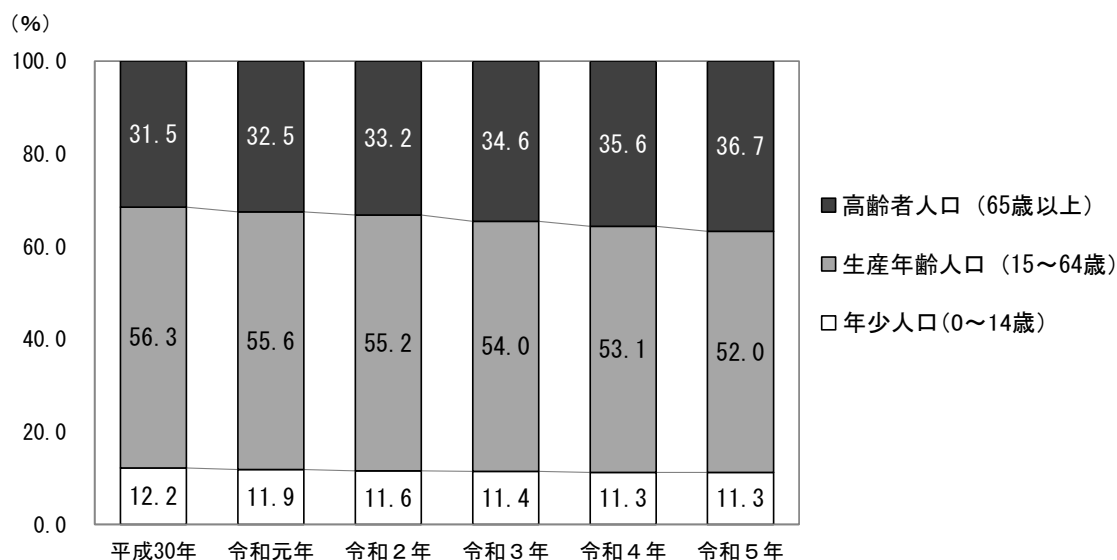
第2章 障がいのある人の現状・課題

1 玄海町の人口

(1) 人口の推移

本町の人口は令和5年10月1日現在で4,998人であり、年々減少しています。年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少していますが、高齢者人口（65歳以上）の割合は増加しており、令和5年で36.7%となっています。

■ 年齢3区分別人口の推移



		単位 (構成比)	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口		人	5,665	5,574	5,426	5,332	5,168	4,998
年少人口 (0～14歳)		人	690	662	628	610	582	563
	構成比	%	12.2	11.9	11.6	11.4	11.3	11.3
生産年齢人口 (15～64歳)		人	3,190	3,098	2,995	2,878	2,744	2,599
	構成比	%	56.3	55.6	55.2	54.0	53.1	52.0
高齢者人口 (65歳以上)		人	1,785	1,814	1,803	1,844	1,842	1,836
	構成比	%	31.5	32.5	33.2	34.6	35.6	36.7

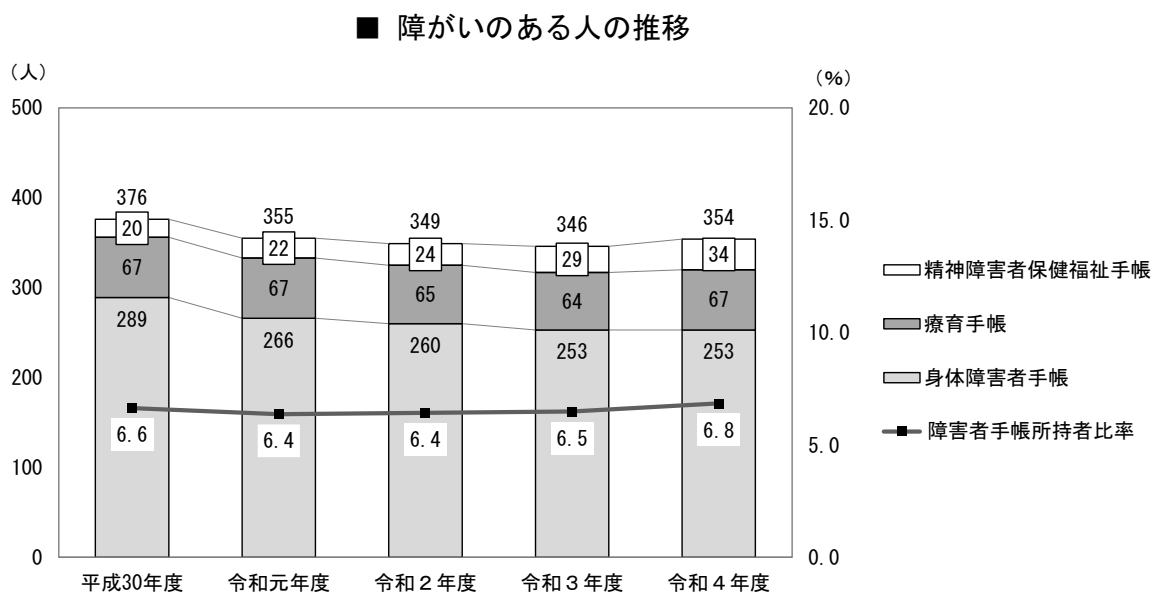
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2 玄海町の障がいのある人等の状況

(1) 障がいのある人の推移

本町の障がいのある人は、令和4年度末で354人となっており、総人口5,168人（令和4年10月1日）に占める障がいのある人の割合は、6.8%と増加傾向です。

障がい種別で最も多いのは身体障がいのある人で、令和4年度では全体の71.5%を占めています。また、療育手帳所持者数は64～67人で推移しており、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。



(単位：人)

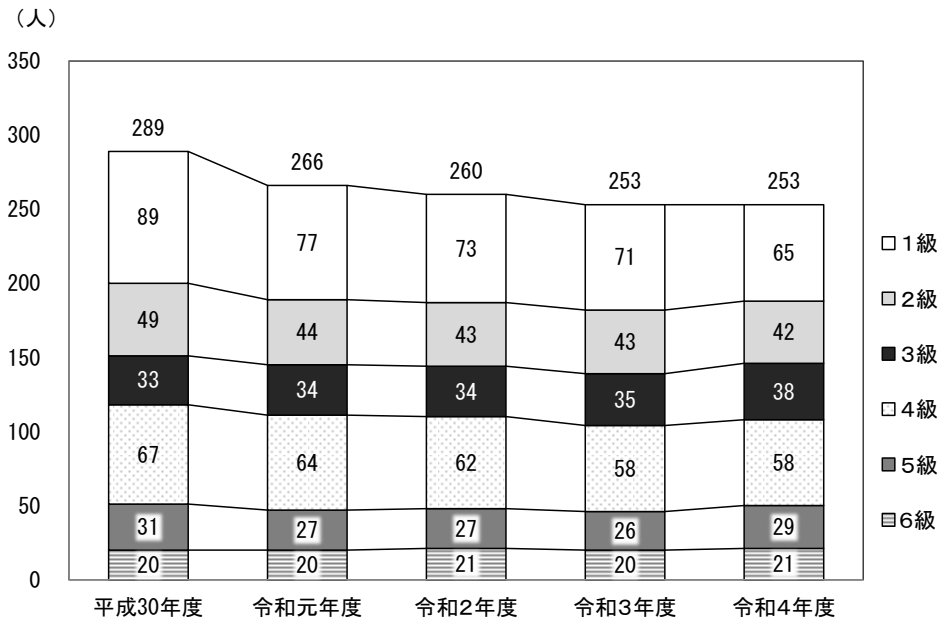
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	289	266	260	253	253
療育手帳	67	67	65	64	67
精神障害者保健福祉手帳	20	22	24	29	34
障害者手帳所持者数 合計	376	355	349	346	354
障害者手帳所持者比率 (%)	6.6	6.4	6.4	6.5	6.8
総人口	5,665	5,574	5,426	5,332	5,168

資料：庁内資料（各年度末）
総人口は10月1日現在

(2) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数は、令和4年度において253人と減少傾向です。身体障害者手帳は重度の1級から6級の等級が定められており、令和4年度では、最も多いのは1級の65人、次いで4級の58人、2級の42人となっています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



資料：庁内資料（各年度末）

障がい種別では、肢体不自由が最も多く、令和4年度では127人となっており、全体の50.2%を占め、次いで内部障害が78人となっており、30.8%を占めています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種別）

(単位：人)

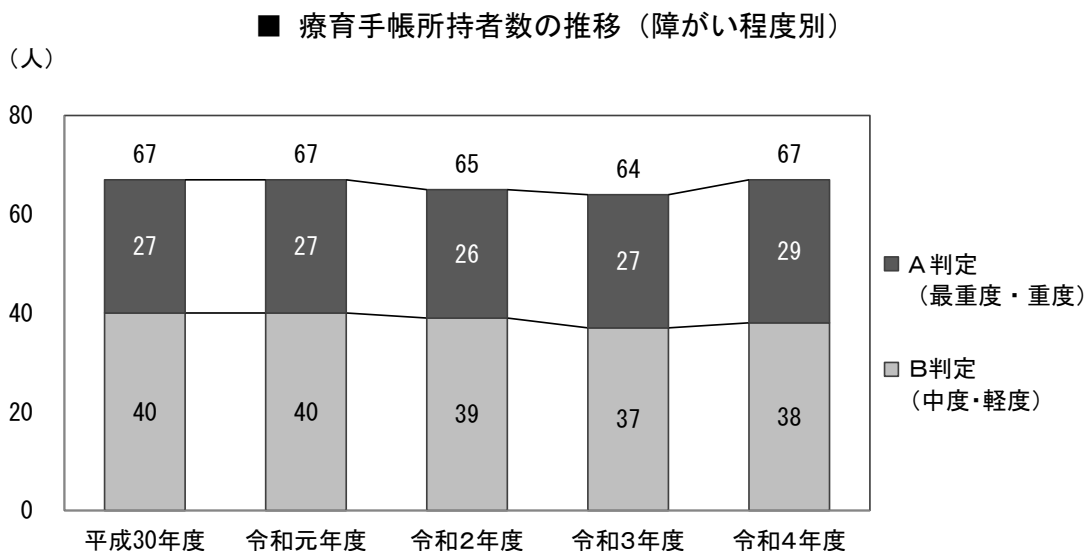
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	32	30	29	28	24
聴覚・平衡機能障害	27	26	25	22	24
音声・言語機能障害	1	1	1	0	0
肢体不自由	141	133	127	123	127
内部障害	88	76	78	80	78
合計	289	266	260	253	253

資料：庁内資料（各年度末）

(3) 知的障がいのある人の状況

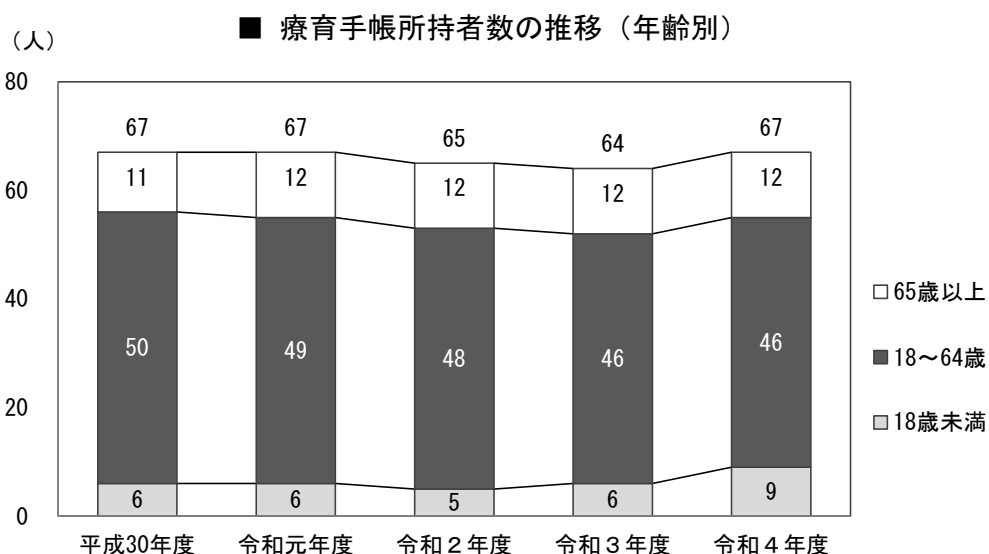
知的障がいのある人は、知的機能の障がいが発達期にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人です。療育手帳所持者は、児童相談所や知的障害者更生相談所で判定を受けた人を行い、療育手帳はA判定（最重度・重度）とB判定（中度・軽度）に大別されます。

本町の療育手帳所持者数は、令和4年度において67人となっています。障がい程度別にみると、A判定は令和4年度に増加しており、B判定は令和2年度以降は40人以下で推移しています。



資料：庁内資料（各年度末）

年齢別にみると、令和4年度において18歳未満は9人で13.4%、18～64歳は46人で68.7%、65歳以上は12人で17.9%となっています。



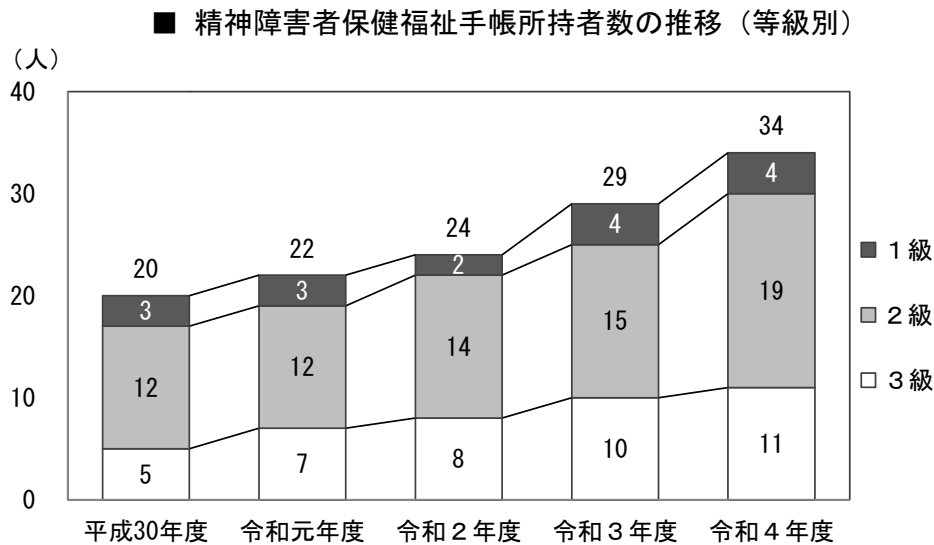
資料：庁内資料（各年度末）

(4) 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は、1級から3級に等級区分されており、1級が重度、3級が軽度となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和4年度は34人と増加傾向で推移しています。

等級別にみると、令和4年度では、最も多いのは2級で19人となっています。次いで3級が11人、1級が4人となっています。



資料：庁内資料（各年度末）

自立支援医療の精神通院医療は、年度によって増減がありますが、令和4年度は65人となっています。

■ 通院医療公費負担対象者数の推移

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
育成医療	2	2	3	1	0
更生医療	40	25	24	26	26
精神通院医療	55	67	53	67	65
合計	97	94	80	94	91

資料：庁内資料（各年度末）

(5) 障害支援区分の認定状況

障害認定区分とは、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分で、障がい福祉サービスの種類や量を決定する際に勘案される事項の一つです。

必要とされる支援の度合いは、区分1が低く、区分が上がるにつれて高くなります。

本町の障害支援区分認定者数は、横ばいで推移しており、令和4年度では区分6が17人と最も多く、次いで区分4及び区分5の7人と続いています。

■ 障害支援区分認定者数の推移

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分1	1	1	1	1	1
区分2	0	0	0	0	0
区分3	3	3	3	1	1
区分4	9	7	5	8	7
区分5	7	8	6	5	7
区分6	16	16	19	18	17
合計	36	35	34	33	33

資料：庁内資料（各年度末）

3 障がい福祉サービス等の利用状況

(1) 障がい福祉サービスの利用状況

① 訪問系サービス

- ・訪問系サービスの合計は、利用人数、利用のべ時間とも見込みよりやや少なくなっています。
- ・居宅介護の利用人数は、計画期間（令和3年度から令和5年度まで）において、見込みの45.9%、利用のべ時間は見込みの33.1%となっており、見込みより少なくなっています。
- ・重度訪問介護は、利用を見込んでいませんでしたが、令和5年度に1人の利用がありました。
- ・同行援護は、利用を見込んでいませんでしたが、各年度1人の利用がありました。

■ 訪問系サービスの利用実績

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		(R3~R5) 実績/ (R3~R5) 見込み
		実績	実績	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 見込み	
居宅介護	人/月	3	2	2	2	2	3	1	3	1	45.9
	時間/月	137	142	148	74	89	111	6	111	3	33.1
	1人当たり時間数	45.7	71.0	74.0	37.0	53.5	37.0	5.8	37.0	3.0	56.1
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	1	-
	時間/月	0	0	0	0	0	0	0	0	130	-
同行援護	人/月	0	0	0	0	1	0	1	0	1	-
	時間/月	0	0	0	0	2	0	21	0	30	-
	1人当たり時間数	-	-	-	-	2.4	-	21.0	-	30.0	-
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	時間/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	1人当たり時間数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	時間/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
計	人/月	3	2	2	2	3	3	2	3	3	95.9
	時間/月	137	142	148	74	92	111	27	111	163	95.1
	1人当たり時間数	45.7	71.0	74.0	37.0	34.4	37.0	13.4	37.0	54.3	92.0

注1) 人/月 : 1月あたりの平均利用人数

2) 時間/月 : 1月あたりの平均利用時間のことで、文中では「利用のべ時間」と略す。

② 日中活動系サービス

ア 生活介護・自立訓練等

- ・生活介護・自立訓練等の合計は、計画期間の利用人数は見込みの95.3%、利用のべ日数は見込みの94.0%となっており、ほぼ見込みどおりとなっています。
- ・生活介護の利用人数は横ばいとなっています。
- ・自立訓練（生活訓練）は、1人の利用を見込んでいましたが、利用実績はありませんでした。

■ 日中活動系（生活介護・自立訓練等）サービスの利用実績

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		(R3~R5) 実績/ (R3~R5) 見込み
		実績	実績	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 見込み	
就労移行支援	人/月	1	3	1	1	1	1	1	1	1	77.7
	人日/月	19	8	19	20	17	20	9	20	20	76.9
	1人当たり日数	19.0	2.7	19.2	20.0	20.3	20.0	18.7	20.0	20.0	98.2
就労継続支援 (A型)	人/月	4	4	3	3	3	4	3	4	3	82.5
	人日/月	83	67	60	53	63	72	62	72	60	94.0
	1人当たり日数	20.8	16.8	19.9	17.7	21.0	18.0	20.2	18.0	20.0	114.0
就労継続支援 (B型)	人/月	13	16	11	14	12	15	15	16	15	93.2
	人日/月	188	184	179	210	214	225	246	240	250	105.2
	1人当たり日数	14.5	11.5	16.3	15.0	17.2	15.0	17.0	15.0	16.7	113.0
就労定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
計	人/月	18	23	15	18	16	20	18	21	19	90.4
	人日/月	290	259	258	283	294	317	318	332	330	101.0
	1人当たり日数	16.1	11.3	17.2	15.7	18.1	15.9	17.6	15.8	17.4	111.9

注1) 人日/月：1月あたりの平均利用人数×一人1月あたりの平均利用日数のことで、文中では「利用のべ日数」と略す。

イ 就労支援

- ・就労移行支援、就労継続支援等の合計は、利用人数は見込みの90.4%とやや少なくなっていますが、利用のべ日数は見込みどおりです。
- ・就労移行支援は、各年度1人の利用がありました。
- ・就労継続支援（A型）は、利用人数、利用のべ日数とも見込みより少ないです。
- ・就労継続支援（B型）は、利用人数はやや少ないですが、利用のべ日数は見込みより増加しています。
- ・就労定着支援は、利用実績がありません。

■ 日中活動系（就労支援）サービスの利用実績

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		(R3~R5) 実績/ (R3~R5) 見込み
		実績	実績	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 見込み	
就労移行支援	人/月	1	3	1	1	1	1	1	1	1	77.7
	人日/月	19	8	19	20	17	20	9	20	20	76.9
	1人当たり日数	19.0	2.7	19.2	20.0	20.3	20.0	18.7	20.0	20.0	98.2
就労継続支援 (A型)	人/月	4	4	3	3	3	4	3	4	3	82.5
	人日/月	83	67	60	53	63	72	62	72	60	94.0
	1人当たり日数	20.8	16.8	19.9	17.7	21.0	18.0	20.2	18.0	20.0	114.0
就労継続支援 (B型)	人/月	13	16	11	14	12	15	15	16	15	93.2
	人日/月	188	184	179	210	214	225	246	240	250	105.2
	1人当たり日数	14.5	11.5	16.3	15.0	17.2	15.0	17.0	15.0	16.7	113.0
就労定着支援	人/月	-	-	-	0	0	0	0	0	0	-
計	人/月	18	23	15	18	16	20	18	21	19	90.4
	人日/月	290	259	258	283	294	317	318	332	330	101.0
	1人当たり日数	16.1	11.3	17.2	15.7	18.1	15.9	17.6	15.8	17.4	111.9

注1) 人日/月：1月あたりの平均利用人数×一人1月あたりの平均利用日数のことで、文中では「利用のべ日数」と略す。

ウ 短期入所等

- ・療養介護は、利用人数が横ばいとなっています。
- ・短期入所（福祉型）は、利用人数、利用のべ日数とも大幅に増加しています。
- ・短期入所（医療型）は、2人の利用を見込んでいましたが、利用実績はありません。

■ 日中活動系（短期入所等）サービスの利用実績

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		(R3~R5) 実績/ (R3~R5) 見込み
		実績	実績	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 見込み	
療養介護	人/月	8	8	8	8	8	8	8	8	8	100.0
短期入所 (福祉型)	人/月	3	1	3	1	2	1	2	1	2	172.0
	人日/月	14	4	15	4	14	4	16	4	15	367.3
	1人当たり日数	4.7	4.0	5.9	4.0	8.5	4.0	9.9	4.0	7.5	215.9
短期入所 (医療型)	人/月	1	2	0	2	0	2	0	2	0	0.0
	人日/月	13	13	0	13	0	13	0	13	0	0.0
	1人当たり日数	13.0	6.5	-	6.5	-	6.5	-	6.5	-	-

注1) 人日/月：1月あたりの平均利用人数×一人1月あたりの平均利用日数のことで、文中では「利用のべ日数」と略す。

③ 居住系サービス

- ・自立生活援助は、利用実績がありません。
- ・共同生活援助（グループホーム）は、利用人数は増加傾向となっており、見込みより20.5%多くなっています。
- ・施設入所支援は、利用人数が増加しています。

■ 居住系サービスの利用実績

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		(R3~R5) 実績/ (R3~R5) 見込み
		実績	実績	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 見込み	
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
共同生活援助（グループホーム）	人/月	8	8	8	8	9	8	10	8	10	120.5
施設入所支援	人/月	14	15	15	15	16	15	16	14	16	108.9

④ 相談支援

- ・計画相談支援は、利用人数が増加傾向となっています。
- ・地域移行支援、地域定着支援は、利用実績がありません。

■ 相談支援の利用実績

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		(R3~R5) 実績/ (R3~R5) 見込み
		実績	実績	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 見込み	
計画相談支援	人/年	46	47	46	-	46	-	49	-	50	-
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-

⑤ 障がい児支援

ア 児童発達支援等

- ・児童発達支援等の合計は、利用人数は見込みの47.6%ですが、利用のべ日数は見込みより多くなっています。
- ・児童発達支援は、利用のべ日数が、見込みより多くなっています。
- ・医療型児童発達支援は、利用実績がありません。
- ・放課後等デイサービスは、利用のべ日数が見込みより多くなっています。

■ 児童発達支援等サービスの利用実績

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		(R3~R5) 実績/ (R3~R5) 見込み
		実績	実績	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 見込み	
児童発達支援	人/月	0	1	1	1	1	1	1	1	1	100.0
	人日/月	0	8	12	8	17	8	11	8	15	177.8
	1人当たり日数	0.0	8.0	12.1	8.0	16.9	8.0	10.8	8.0	15.0	177.8
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0.0
	人日/月	0	0	0	23	0	23	0	23	0	0.0
	1人当たり日数	0.0	0.0	0.0	23.0	0.0	23.0	0.0	23.0	0.0	0.0
放課後等デイサービス	人/月	2	8	1	8	1	9	1	10	10	42.9
	人日/月	2	35	30	32	19	36	58	40	63	129.5
	1人当たり日数	1.0	4.4	51.7	4.0	32.5	4.0	58.0	4.0	6.3	806.4
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	人日/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
計	人/月	2	9	2	9	2	10	2	12	11	47.0
	人日/月	2	43	42	40	36	44	69	71	78	117.7
	1人当たり日数	1.0	4.8	26.6	4.4	22.6	4.4	34.4	24.0	32.3	271.9

注1) 人日/月：1月あたりの平均利用人数×一人1月当たりの平均利用日数のことで、文中では「利用のべ日数」と略す。

イ 障害児相談支援

- ・障害児相談支援は、利用人数は増加傾向となっています。

■ 障害児相談支援の利用実績

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		(R3~R5) 実績/ (R3~R5) 見込み
		実績	実績	実績	見込み	実績	見込み	実績	実績 見込み		
障がい児相談支援	人/年	2	3	3	-	4	-	6	-	8	-
	回/月	2	4	4	-	3	-	10	-	13	-
	1人当たり回数	1.0	1.2	1.3	-	0.7	-	1.7	-	1.6	-

⑥ 地域生活支援事業

- 成年後見制度利用支援事業は、利用実績がありません。
- 日常生活用具給付等事業は、「自立生活支援用具」及び「居宅生活動作補助用具（住宅改修）」は見込みより66.7%多くなっています。「介護・訓練支援用具」及び「情報・意思疎通支援用具」は見込みの33.3%となっており、見込みほど利用されていません。
- 移動支援事業（車両移送型）は、利用人数は横ばいとなっており、見込みどおりとなっています。利用のべ時間は、見込みの31.6%となっており、見込みほど利用されていません。
- 福祉ホーム事業は、令和4年度以降、利用実績がありません。
- 日中一時支援事業は、利用人数は見込みの66.7%、利用のべ回数は見込みの27.7%となっており、見込みほど利用されていません。
- 自動車運転免許取得費助成事業及び自動車改造費助成事業は、利用実績がありません。

■ 地域生活支援事業の利用実績

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		(R3~R5) 実績/ (R3~R5) 見込み
		実績	実績	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 見込み	
成年後見制度利用支援事業	件/年	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0.0
意思疎通支援事業											
手話通訳者派遣回数	回/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
日常生活用具給付等事業											
介護・訓練支援用具	件/年	0	0	1	1	0	1	1	1	0	33.3
自立生活支援用具	件/年	0	1	2	1	1	1	2	1	2	166.7
在宅療養等支援用具	件/年	1	0	1	1	0	1	0	1	0	0.0
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	2	2	2	2	0	2	0	33.3
排泄管理支援用具	件/年	27	29	25	28	20	29	19	30	20	67.8
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件/年	0	0	0	1	2	1	1	1	2	166.7
移動支援事業	人/年	2	2	1	1	1	1	1	1	1	100.0
	時間/年	400	416	171	218	124	220	5	222	80	31.6
	1人当たり時間数	200	208	171	218	124	220	5	222	80	31.6
福祉ホーム	人/年	1	1	1	1	1	1	0	1	0	33.3
日中一時支援事業	人/年	2	2	1	1	0	1	1	1	1	66.7
	回/年	177	145	46	73	0	80	26	85	40	27.7
	1人当たり回数	88.5	72.5	46.0	73.0	0.0	80.0	26.0	85.0	40.0	27.7
自動車運転免許取得費助成	人/年	0	2	0	1	0	1	0	1	0	0.0
自動車改造費助成事業	人/年	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0.0

4 団体等ヒアリング調査結果

① 障がい者団体

項目	意見のまとめ
1. 障がいのある人の現状や障がい福祉サービスについて	<ul style="list-style-type: none"> ・外出時は、自分または家族等が運転する車、福祉タクシー等を利用している。長時間歩いて移動することが難しい人が多い。 ・現在は車を自分で運転して移動しているが、運転できなくなった時のことを考えると不安である。 ・コミュニティバスは時間が決まっており、利用したくても時間が合わず、待ち時間が長く不便である。 ・定期的にグランドゴルフやゲートボール、パークゴルフ、スカットボールに参加して楽しい時間を過ごしている。 ・特に高齢になると、パソコンや携帯電話（スマートフォン）が使えないと情報収集等もできないため、不安に思う人は多い。 ・災害時に避難するにしても、公民館までが遠い。また、近くの公民館も避難してきた人でいっぱいになっている場合には、別の避難所まで行くことが難しい。 ・団体での活動が生きがいとなっているため、今後も楽しく活動したい。

② 保育所

項目	意見のまとめ
1. 障がいのある児童の現状について	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の理解がないと支援には結びつかない。 ・3歳児健診で障がいの疑いがある状況になったり、関係機関への紹介があっても、保護者が受け入れて次のステップへ進むこと、支援につながる事が難しい状況もある。 ・支援が必要な児童への専門的な対応が必要な時に、保護者と専門機関がスムーズで滑らかな関係を築き、福祉サービスにつながられているか、障がいのある児童とその家族が信頼して安心して支援を受けることができているのか。できていないわけではないが、十分にできているとも言えないのではないか。
2. 関係機関との連携について	<ul style="list-style-type: none"> ・通っている事業所から情報をもらい、園でもトレーニングを行っている。

<p>3. 障がいのある児童への支援について</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 学校のカウンセラーのように、保育士が対応に悩んだときに相談できる心理士等の専門職がいればよいと思う。 • 6歳未満の障がいのある児童は唐津市の事業所に通っているため、保護者から「近くに通える施設があったらよいのに」との声を聞くことがある。 • 町内で福祉サービスを利用できる施設や、専門の資格を持つ人材の充実が必要である。 • 取組や支援、相談場所等の情報発信を行うことが必要である。 • 身近なところで受け入れてもらえる施設、気軽に相談できる環境、信頼できる環境を確保し、保護者や家族の不安、負担をなくすことが必要である。 • 障がいのある児童自身が戸惑うことがないよう、障がいのある児童、その家族だけではなく、周囲、地域の人が正しい知識を身につけることが大切だと思う。そのための取組、情報発信も必要である。 • まずは、障がいのある児童の保護者、家族が障がいを受け入れること、また、受け入れた時の不安や心のケアをする地域の体制、今後も玄海町でサポートがあって生活できるという安心できる専門機関や施設があることが必要である。 • 地域の中に働ける職場があること、就労支援ができるための企業づくりが必要である。 • 地域、周囲の理解と環境づくりが必要である。
----------------------------	---

③ 障がい児通所支援事業所

項目	意見のまとめ
<p>1. 障がいのある児童の現状や障がい児福祉サービスについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 学習障がいや自閉症スペクトラム症、コミュニケーション障がいなどが疑われる児童が多数いるが、保護者が学校での状況を把握しておらず、療育につながっていない状況がある。 • 早期療育が有効であるが、「まだ大丈夫」という間違った認識を持っている保護者が多く、問題が大きくなって療育につながるため療育の効果が出にくい。 • 家庭に余裕がなく、社会経験が少ない児童が多く、結局ゲームばかりになってしまっている。 • 様々な障がいに対する理解や療育に対する専門知識をもったスタッフを育てる時間がない。

<p>2. 関係機関等との連携について</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 社会福祉協議会と北部自立支援協議会子ども支援部会が学校と連携している。また、児童相談所や病院等とも連携を図りたい。 • 地域の人に、タケノコ掘り、釣り体験、しめ縄作り等、障がいのある児童への色々な体験のお手伝いをしてもらいたい。
<p>3. 障がいのある児童への支援について</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 障がいに対する理解促進、障がいのある児童の早期療育の必要性についての町民の理解が必要である。 • 物価高もあり、月 4,600 円の負担が辛い家庭も多いため、障がいのある児童の療育に関して町からの経済的な支援が必要である。 • 職場体験の機会もあればと思う。 • 充実した学校生活を楽しく送ることができると、保護者も安心できる。学校生活が難しくても、適応指導教室で過ごすことができれば多少安心できる。児童が家にずっといると、保護者の不安苦痛が高くなるため、学校での支援、適応指導教室での支援の充実が望まれる。 • 早期療育で感情のコントロール、生活活動の動作を学び、労働耐性をつけ、働ける大人になり、地域で職場体験などに時間を割くことによって、地域で職を見つけ自立できるようになるのではないか。 • 地域での障がいに対する理解を深め、差別的な考えをなくし早期療育の理解が深まることが何よりも重要だと思われる。高齢者の理解のなさが障がいのある児童と保護者を苦しめており、早期療育の妨げになっている。

5 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの課題

障がいのある人の現状、障がい福祉サービスの利用状況、障がい者団体等ヒアリング調査結果から障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスの課題について以下のように整理しています。

(1) 障がい福祉サービス

1) 訪問系サービス

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護等】

- ・施設入居者等の地域移行を進めていくことから、サービスの周知を図るとともに、利用者の特性に応じた適切なサービスの提供が必要です。

2) 日中活動系サービス

【生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）等】

- ・利用することが可能な人が適切にサービスを利用できるよう、情報提供が必要です。

3) 居住系サービス

【自立生活援助、共同生活援助、施設入所等支援】

- ・共同生活援助は利用が増加傾向にあり、地域での生活の場の確保が必要です。

4) 相談支援

【計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

- ・地域移行支援及び地域定着支援については、利用実績がありませんが、地域移行が可能な人の把握が必要です。

(2) 障がい児福祉サービス

1) 障がい児通所支援

【児童発達支援、放課後等デイサービス等】

- ・保護者や地域の人への障がいに対する理解促進が必要です。
- ・放課後等デイサービスの利用が増加しており、サービス提供体制の充実が求められます。

2) 障がい児相談支援

- ・利用人数は増加しており、早期から必要な支援につながるよう、引き続き、周知や情報提供が必要です。

第3章 計画の基本理念と成果目標

1 計画の基本理念

1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

「第2次玄海町障がい者計画」の基本理念である『互いに理解し 支え合い ともに生きる』を実現するために、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮します。障がいのある人等が自分自身に合ったサービスを選択し、必要な支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を推進します。

2) 身近な、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

誰もが地域の一員として安心して自分らしく暮らすために、身近な地域で必要なサービスを受けることができる支援体制の構築を図り、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいや高次脳機能障がいのある人、難病患者^{*1}等の障がい種別によらず、適切に支援が受けられる体制の充実に努めます。

3) 入所等から地域生活への移行・地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人等が住み慣れた地域で自立して生活するために、施設入所等や入院からの地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援などの課題に対応できるサービスの提供体制の整備に努めるとともに、障がいのある人の今後の希望を把握しながら、本人が希望する一人暮らし等の居宅生活に向けた支援体制の整備に努めます。

また、障がいの重度化、高齢化、親亡き後など、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用して提供体制の整備を進めます。

さらに、障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、精神障がい及び発達障がい、高次脳機能障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

^{*1} 難病患者：発病の原因が明らかではなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより、長期にわたり療養を必要とする人。

4) 地域共生社会^{※2}の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現を目指し、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めます。また、本町の実情を踏まえながら、法律や制度に基づかない形で提供されるサービスの確保も含め、包括的な支援体制の構築に努めます。

5) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童本人の最善の利益を考慮しながら、障がいのある児童の健やかな育成を推進し、障がいのある児童やその家族に対して、身近な地域で支援を受けられる体制の整備に努めます。

また、障がいのある児童のライフステージに沿って、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がいのある児童が障がい児支援を受けるとともに、地域の中で、保育・教育等を受けることにより、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できる地域社会の実現を目指します。

6) 障がい福祉人材の確保・定着

今後も障がい福祉サービス等を安定的に提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施するためには、提供体制の確保とそれを担う人材の確保が必要です。そのために、専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知や広報等について、関係機関と協力して取り組みます。

また、処遇改善等による職場環境の整備、ハラスメント対策、ICTの導入等による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者と協力して取り組みます。

7) 障がいのある人の社会参加を支える取組

障がいのある人の多様なニーズを踏まえ、就労支援の推進、生涯学習やスポーツ、文化芸術活動等の多様な活動に参加する機会の確保等を通して、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

さらに、障がいのある人の情報の取得・利用、意思疎通を推進するために、障がいの特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等に努めます。

^{※2} 共生社会：障がいのある人等が、社会生活に積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える社会。

2 福祉施設の入所者の地域生活への移行の目標値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末の施設入所者数から 12.5%以上を削減します。
- ② 令和4年度末時点の施設入所者数から 12.5%以上を地域生活へ移行します。

■目標設定値

項 目	算出方法	目標数値	国の指針
令和4年度末時点の施設入所者数 (A)	—	8人	—
令和8年度末の施設入所者数 (B)	—	7人	—
①【目標値】施設入所者数の削減見込 (C)	$(A) - (B)$	1人	—
	$(C) \div (A)$	12.5%	5.0%
②【目標値】地域生活移行者数 (D)	—	1人	—
	$(D) \div (A)$	12.5%	6.0%

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、①令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすること。②令和8年度における1年以上の長期入院患者数の目標値を設定すること。③令和8年度における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6ヵ月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91.0%とすることとなっています。

長期入院患者数及び早期退院率については県が定めるため、本町では、北部地域自立支援協議会等において、保健・医療・福祉関係者による精神保健福祉に関する協議を行い、医療機関との連携、退院の支援と地域生活移行後の支援体制の構築に努めます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の高齢化や重度化、保護者の高齢化等を踏まえ、障がいのある人が、身近な地域で生活していくために支援する機能（相談、体験の場、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくり等）を集約する拠点については、北部地域自立支援協議会において、地域生活支援拠点等整備検討部会を設け、整備を進めています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

- ① 一般就労への移行者数について、国の指針では令和3年度の実績の 1.28 倍以上ですが、本町では令和3年度に実績がないため1人を目指します。
- ② 就労移行支援について、国の指針では令和3年度の実績の 1.31 倍以上ですが、本町では令和3年度に実績がないため1人を目指します。
- ③ 就労継続支援A型については、国の指針では令和3年度の実績の 1.29 倍以上ですが、本町では令和3年度に実績がないため1人を目指します。
- ④ 就労継続支援B型については、国の指針では令和3年度の実績の 1.28 倍以上ですが、本町では令和3年度に実績がないため1人を目指します。
- ⑤ 本町には就労移行支援事業所がないことから、目標値は設定しないこととします。
- ⑥ 就労定着支援の利用者数については、国の指針では令和3年度の実績の 1.41 倍以上ですが、本町では、令和3年度に実績がないため1人を目指します。
- ⑦ 本町には就労定着支援事業所がないことから、目標値は設定しないこととします。

■目標設定値

項 目		目標数値	国の指針
① 年間一般就労移行者数	【実績】 令和3年度	0人	—
	【目標】 令和8年度	1人	—
	令和3年度との対比	—	1.28倍
② 就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数	【実績】 令和3年度	0人	—
	【目標】 令和8年度	1人	—
	令和3年度との対比	—	1.31倍
③ 就労継続支援（A型）を利用した一般就労への移行者数	【実績】 令和3年度	0人	—
	【目標】 令和8年度	1人	—
	令和3年度との対比	—	1.29倍
④ 就労継続支援（B型）を利用した一般就労への移行者数	【実績】 令和3年度	0人	—
	【目標】 令和8年度	1人	—
	令和3年度との対比	—	1.28倍
⑤ 就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所の割合	【実績】 令和3年度	0	—
	【目標】 令和8年度	—	5割

項 目	目標数値	国の指針	
⑥ 就労定着支援事業の利用者数	【実績】令和3年度	0人	
	【目標】令和8年度	1人	
	令和3年度との対比	—	1.41倍
⑦ 就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所の割合	【実績】令和3年度	0	—
	【目標】令和8年度	—	2割5分以上

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児への支援については、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援が重要となります。北部地域自立支援協議会子ども支援部会が作成したサポートブックの活用を推進し、家族や関係機関が情報を共有し、ライフステージを通じた切れ目のない支援に努めます。また、保育所等訪問支援の利用実績は数年ありませんが、必要時には子育て支援の担当課等と連携しながら、地域の保育所で障がいのある子どもが受け入れられる取組を支援し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

(6) 相談体制の充実・強化等

- ① 北部地域自立支援協議会等において、地域の課題を共有し、各種ニーズに対応できるよう総合的・専門的な相談支援に取り組みます。
- ② 地域の相談体制の強化を実施する体制を確保します。

項 目	目標数値
地域の相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数	20件
地域の相談支援事業者への人材育成の支援件数	2回
地域の相談機関との連携促進のための会議等の開催回数	6回
自立支援協議会やその部会、運営会議等の開催回数	4回

(7) 障がい福祉サービスの質の向上

- ① サービスの質を向上させるための取組を実施する体制を構築します。

項 目	目標数値
障がい福祉サービス等に係る研修等への町職員の参加人数	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の構築	検討する
指導監査結果の関係自治体との共有する体制の構築	検討する

3 施策の体系

種 別	サービスの種類	サービス名
1 障がい福祉サービス	(1) 訪問系サービス	① 居宅介護（ホームヘルプ） ② 重度訪問介護 ③ 同行援護 ④ 行動援護 ⑤ 重度障害者等包括支援
	(2) 日中活動系サービス	① 生活介護 ② 自立訓練（機能訓練） ③ 自立訓練（生活訓練） ④ 宿泊型自立訓練 ⑤ 就労移行支援 ⑥ 就労継続支援（A型） ⑦ 就労継続支援（B型） ⑧ 就労定着支援 ⑨ 就労選択支援 ⑩ 療養介護 ⑪ 短期入所（ショートステイ）
	(3) 居住系サービス	① 自立生活援助 ② 共同生活援助（グループホーム） ③ 施設入所支援
	(4) 相談支援	① 計画相談支援 ② 地域移行支援 ③ 地域定着支援
2 地域生活支援事業	(1) 必須事業	① 理解促進研修・啓発事業 ② 自発的活動支援事業 ③ 相談支援事業 ④ 成年後見制度利用支援事業 ⑤ 意思疎通支援事業 ⑥ 日常生活用具給付等事業 ⑦ 移動支援事業
	(2) 任意事業	① 福祉ホーム ② 日中一時支援事業 ③ 自動車運転免許取得費助成・改造費助成事業
3 障がい児福祉サービス	(1) 通所支援	① 児童発達支援 ② 居宅訪問型児童発達支援 ③ 放課後等デイサービス ④ 保育所等訪問支援
	(2) 相談支援	障害児相談支援

第4章 障がい福祉サービス等

1 障がい福祉サービスの見込みと確保策

(1) 訪問系サービス

1) サービスの内容、実績及び見込量

① 居宅介護（ホームヘルプサービス）

- ア. 主な対象者：障害支援区分1以上（障がい児は、これに相当する心身の状態）の人
- イ. サービス内容：自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
- ウ. 実績と見込み：令和5年度に1名の利用実績があり、第7期は同程度を見込んでいます。

■居宅介護（ホームヘルプ）

月当たり		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (/月)	見込み	2	3	3	1	1	1
	実績	2	1	1			
時間分 (/月)	見込み	74	111	111	3	3	3
	実績	89	6	3			

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出）、令和5年度の実績は見込み

② 重度訪問介護

- ア. 主な対象者：重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい・精神障がいがある、常時介護を要する人
- イ. サービス内容：自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事を行います。また、生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助やヘルパーを派遣し、自宅での生活全般にわたる介護のほか、外出時に移動中の介護を行います。
- ウ. 実績と見込み：令和5年度に利用実績があり、障がいある人の状況から、第7期の利用を見込んでいます。

■ 重度訪問介護

月当たり		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (/月)	見込み	0	0	0	1	1	1
	実績	0	0	1			
時間分 (/月)	見込み	0	0	0	130	130	130
	実績	0	0	130			

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出）、令和5年度の実績は見込み

③ 同行援護

- ア. 主な対象者：視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人
- イ. サービス内容：外出時に同行し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
- ウ. 実績と見込み：前期に利用実績があり、障がいのある人の状況から、第7期の利用を見込んでいます。

■ 同行援護

月当たり		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (/月)	見込み	0	0	0	1	1	1
	実績	1	1	1			
時間分 (/月)	見込み	0	0	0	32	34	36
	実績	2	21	30			

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出）、令和5年度の実績は見込み

④ 行動援護

- ア. 主な対象者：知的障がいや精神障がい等により、著しく行動が制限され、常時介護が必要とされる人で障害支援区分が3以上の人
- イ. サービス内容：家庭にヘルパーを派遣し、自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
- ウ. 実績と見込み：前期に利用実績がなく、第7期の利用は見込んでいません。

■ 行動援護

月当たり		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (/月)	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			
時間分 (/月)	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出）、令和5年度の実績は見込み

⑤ 重度障害者等包括支援

ア. 主な対象者：障害支援区分が区分6に該当する人のうち（障がい児は、これに相当する心身の状態）、意思疎通に著しい困難を有する人であって、次のいずれかに該当する人

1. 重度訪問介護の対象者で、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきりの状態にある人
2. 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目（11項目）等の合計点数が8点以上の人

イ. サービス内容：介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

ウ. 実績と見込み：前期に利用実績がなく、障がいのある人の状況から、第7期の利用は見込んでいません。

■ 重度障害者等包括支援

月当たり		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (/月)	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			
時間分 (/月)	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出）、令和5年度の実績は見込み

2) 見込量の確保策

○居宅介護、重度訪問介護は、町内に1事業所あります。利用を見込んでいないサービスについては、利用者のニーズの把握に努め、必要時には適切にサービスが提供できるように体制の整備に努めます。

(2) 日中活動系サービス

1) サービスの内容、実績及び見込量

① 生活介護

ア. 主な対象者 : 常時介護等の支援が必要な以下の人

1. 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上の人
2. 年齢が50歳以上の場合、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上の人
3. 生活介護と施設入所との利用の組み合わせを希望する人であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い人で、利用の組み合わせが必要な場合に、町の判断で認められた人

イ. サービス内容：地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

ウ. 実績と見込み：利用人数は横ばいで、利用日数は増加傾向にあるため、これを踏まえて見込んでいます。

■生活介護のサービス量の見込み

月当たり		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (/月)	見込み	18	18	18	18	18	18
	実績	18	18	18			
人日分 (/月)	見込み	389	392	396	394	397	401
	実績	389	383	390			

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出）、令和5年度の実績は見込み

② 自立訓練（機能訓練）

ア. 主な対象者 : 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がいのある人又は難病対象者

イ. サービス内容：身体障がいのある人に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

ウ. 実績と見込み：前期に利用実績がなく、第7期の利用は見込んでいません。

■ 自立訓練（機能訓練）のサービス量の見込み

	月当たり		第6期			第7期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	実人数 (/月)	見込み	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	人日分 (/月)	見込み	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出）、令和5年度の実績は見込み

③ 自立訓練（生活訓練）

- ア. 主な対象者：地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい及び精神障がいのある人
- イ. サービス内容：知的障がい又は精神障がいのある人に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ウ. 実績と見込み：前期に利用実績がなく、第7期の利用は見込んでいません。

■ 自立訓練（生活訓練）のサービス量の見込み

	月当たり		第6期			第7期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練)	実人数 (/月)	見込み	1	1	1	0	0	0
		実績	0	0	0			
	人日分 (/月)	見込み	20	20	20	0	0	0
		実績	0	0	0			

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出）、令和5年度の実績は見込み

④ 宿泊型自立訓練

- ア. 主な対象者：自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している人
- イ. サービス内容：知的障がい又は精神障がいのある人に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、居住の場を提供して、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ウ. 実績と見込み：前期に利用実績がなく、第7期の利用は見込んでいません。

■宿泊型自立訓練のサービス量の見込み

	月当たり		第6期			第7期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練)	実人数 (/月)	見込み	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	人日分 (/月)	見込み	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出）、令和5年度の実績は見込み

⑤ 就労移行支援

- ア. 主な対象者：就労を希望する65歳未満の障がいのある人であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人
- イ. サービス内容：一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
- ウ. 実績と見込み：前期に利用実績があり、障がいのある人の状況から、第7期の利用を見込んでいます。

■就労移行支援のサービス量の見込み

月当たり		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (/月)	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			
人日分 (/月)	見込み	20	20	20	20	20	20
	実績	17	9	20			

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出）、令和5年度の実績は見込み

⑥ 就労継続支援（A型）

- ア. 主な対象者：企業等に就労することが困難な人で、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な65歳未満の障がいのある人（利用開始時65歳未満の人）
- イ. サービス内容：一般企業での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のための訓練を行います。（雇用契約あり）
- ウ. 実績と見込み：令和5年度は利用人数が見込みより少なくなっており、これを踏まえて見込んでいます。

■就労継続支援（A型）のサービス量の見込み

	月当たり		第6期			第7期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援（A型）	実人数（／月）	見込み	3	4	4	3	3	3
		実績	3	3	3			
	人日分（／月）	見込み	53	72	72	60	60	60
		実績	63	62	60			

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出）、令和5年度の実績は見込み

⑦ 就労継続支援（B型）

- ア. 主な対象者：就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人等であって、就労の機会を通じ生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人
- イ. サービス内容：一般企業での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のための訓練を行います。（雇用契約なし）
- ウ. 実績と見込み：前期の利用人数が増加傾向のため、今後も利用が増加するものと見込んでいます。

■就労継続支援（B型）のサービス量の見込み

	月当たり		第6期			第7期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援（B型）	実人数（／月）	見込み	14	15	16	16	17	17
		実績	12	15	15			
	人日分（／月）	見込み	210	225	240	266	281	295
		実績	214	246	250			

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出）、令和5年度の実績は見込み

⑧ 就労定着支援

- ア. 主な対象者：補助対象施設は、障がい者施設（就労移行支援事業所を除く）であり、対象となる一般就労は、週の所定労働時間が20時間以上かつ契約期間が1月以上（期間の定めのないものを含む）の雇用
- イ. サービス内容：一般就労した障がいのある人が職場に定着できるように、施設の職員が障がいのある人の就職した事業所を訪問し、障がいのある人や企業を支援します。

- ウ. 実績と見込み：前期に利用実績はありませんが、第7期では、就労定着支援の利用者を1人とする目標を踏まえ、令和7年度、令和8年度に1人を見込んでいます。

■就労定着支援のサービス量の見込み

	月当たり		第6期			第7期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	実人数(／月)	見込み	0	0	0	0	1	1
		実績	0	0	0			

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出）、令和5年度の実績は見込み

⑨ 就労選択支援

- ア. 主な対象者：就労系福祉サービスを利用する意向がある障がいのある人
- イ. サービス内容：令和7年度から新たに開始されるサービスで、就労アセスメントの手法を活用して、本人と共同しながら、強みや特性、就労に関する課題等を整理し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
- ウ. 実績と見込み：新たに開始される予定のサービスであるため、第7期では見込み量を設定していません。

⑩ 療養介護

- ア. 主な対象者：病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする以下の人
1. 筋萎縮症性側索硬化症患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害支援区分が区分6の人
 2. 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障害支援区分が区分5以上の人
 3. 重症心身障害児施設に入居した人又は、指定医療機関に入所した人であって、平成24年4月1日移行、指定療養介護事業所を利用する1.及び2.以外の人
- イ. サービス内容：医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
- ウ. 実績と見込み：前期は8人の利用があり、第7期では同程度見込んでいます。

■療養介護のサービス量の見込み

月当たり		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人)	見込み	8	8	8	8	8	8
	実績	8	8	8			

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出）、令和5年度の実績は見込み

⑪ 短期入所

- ア. 主な対象者：障害支援区分が区分1以上の障がいのある人。障がい児の障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児。
- イ. サービス内容：自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- ウ. 実績と見込み：福祉型は前期の実績を踏まえ、第7期では増加を見込んでいます。医療型は前期に利用実績がなく、第7期の利用は見込んでいません。

■短期入所（ショートステイ）福祉型のサービス量の見込み

月当たり		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (/月)	見込み	1	1	1	2	3	3
	実績	2	2	2			
人日分 (/月)	見込み	4	4	4	20	26	33
	実績	14	16	15			

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出）、令和5年度の実績は見込み

■短期入所（ショートステイ）医療型のサービス量の見込み

月当たり		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (/月)	見込み	2	2	2	0	0	0
	実績	0	0	0			
人日分 (/月)	見込み	13	13	13	0	0	0
	実績	0	0	0			

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出）、令和5年度の実績は見込み

2) 見込量の確保策

- 訪問系サービスは、障がいの種別や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、サービス事業所と連携を図りながら、サービスの質の確保に努めます。
- 生活介護は、今後も利用人数の増加が見込まれるため、事業所との連携を強化し、サービス提供体制の充実を図ります。
- 自立訓練は、様々な機会を通じて情報提供を行い、サービスを必要とする人を把握し、サービス提供体制の充実を図ります。
- 就労支援は、一般就労への移行について、1名を目標としていることから、特別支援学校の卒業生や一般就労を目指す障がいのある人への情報提供に努めるとともに、地域住民や企業の理解促進に努めます。
- 就労継続支援（A型）は、一般就労へ向けて利用の希望のある人もいるため、サービスの提供体制の確保に努めます。
- 就労継続支援（B型）は、今後も利用者の増加が見込まれることから、事業所の新規参入や既存事業所の事業拡大等への効果的な支援策の検討、利用者が安心して働くことのできる環境づくり等について事業所と連携して検討を行い、サービスの確保に努めます。
- 就労選択支援は、令和7年度から新たに開始される予定のサービスであるため、第7期では見込みを設定していませんが、サービス提供事業所の参入状況や利用者のニーズを把握するとともに、必要時にはサービスが提供できるように努めます。
- 療養介護は、今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況把握に努めるとともに、医療機関等との連携を図り、サービスを必要とする人への利用支援を行います。
- 短期入所（ショートステイ）は、サービス提供体制の充実を図り、緊急時の受け入れにも対応できるように医療機関やサービス事業者等との連携を図ります。

(3) 居住系サービス

1) サービスの内容、実績及び見込量

① 自立生活援助

ア. 主な対象者 : 障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい及び精神障がいのある人

イ. サービス内容 : 障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人等に、定期的に巡回訪問し、生活課題の確認や相談支援を行い、医療機関等との連絡調整を行います。

ウ. 実績と見込み : 前期に利用実績がなく、第7期の利用は見込んでいません。

■自立生活援助のサービス量の見込み

月当たり		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人)	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

※月あたりの値(年間実績を月数で割って算出)、令和5年度の実績は見込み

② 共同生活援助(グループホーム)

ア. 主な対象者 : 障がいのある人(身体障がいのある人にあっては、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに、障がい福祉サービス若しくは、これに準ずるものを利用した人に限る)又は、障害支援区分2以上の人

イ. サービス内容 : 共同生活を行う住居で、夜間や休日に、相談や日常生活上の援助を行います。

ウ. 実績と見込み : 前期の利用人数が増加傾向のため、今後も利用が増加するものと見込んでいます。

■共同生活援助のサービス量の見込み

月当たり		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人)	見込み	8	8	8	10	11	11
	実績	9	10	10			

※月あたりの値(年間実績を月数で割って算出)、令和5年度の実績は見込み

③ 施設入所支援（障害者支援施設への入所、夜間ケア等）

- ア. 主な対象者 : 1. 生活介護を受けている人であって障害支援区分が区分4以上（50歳以上の人にあっては区分3以上）である人
2. 自立訓練又は就労移行支援（以下「訓練等」という。）を受けている人であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、又は地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人
- イ. サービス内容：施設に入所している人に対し、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- ウ. 実績と見込み：前期では16人の利用がありますが、第7期では、施設入所から地域への移行者を1人とする目標を踏まえ、令和8年度に15人を見込んでいます。

■施設入所支援のサービス量の見込み

月当たり		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人)	見込み	15	15	14	16	16	15
	実績	16	16	16			

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出）、令和5年度の実績は見込み

2) 見込量の確保策

- 自立生活援助は、サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握やサービスの周知に努めます。
- 共同生活援助（グループホーム）は、利用者が増加傾向にあります。親亡き後、施設に入所している人、退院可能な精神に障がいのある人が安心して地域生活へ移行できるように、今後も生活の場の確保・整備に努めます。
- 施設入所支援は、障害支援区分認定に基づき、必要な人が利用できるように、広域圏の事業者等との連携を図り、サービスの提供に努めます。また、障がいのある人のニーズを把握し、本人や家族の意思を尊重しながら、施設入所所への支援や地域移行の支援に取り組みます。

(4) 相談支援

1) サービスの内容、実績及び見込量

① 計画相談支援

ア. 主な対象者 : 障がい福祉サービス又は地域移行支援、地域定着支援を利用する全ての障がいのある人

イ. サービス内容: 1. サービス利用支援

障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。

2. 継続サービス利用支援

支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

ウ. 実績と見込み: 前期の利用人数が増加傾向のため、これを踏まえて見込んでいます。

■計画相談支援のサービス量の見込み

月当たり		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人)	見込み	-	-	-	51	52	53
	実績	46	49	50			

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出）、令和5年度の実績は見込み

② 地域移行支援

ア. 主な対象者 : 障がい者支援施設や児童福祉施設、保護施設、矯正施設等に入所している障がいのある人や精神科病院に入院している精神障がいのある人

イ. サービス内容: 地域生活移行するための活動に関する相談、地域移行のための障がい福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

ウ. 実績と見込み: 前期に利用実績がなく、第7期の利用は見込んでいません。

■地域移行支援のサービス量の見込み

月当たり		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人)	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出）、令和5年度の実績は見込み

③ 地域定着支援

- ア. 主な対象者：施設や医療機関から退所・退院した障がいのある人や、家庭の状況等により、同居している家族による支援が受けられない障がいのある人
- イ. サービス内容：常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談、訪問、緊急対応等を行います。
- ウ. 実績と見込み：前期に利用実績がなく、第7期の利用は見込んでいません。

■地域定着支援のサービス量の見込み

月当たり		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人)	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出）、令和5年度の実績は見込み

2) 見込量の確保策

- 計画相談は、障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人がニーズに応じたサービスを利用できるように相談支援事業所と連携を強化し、相談支援専門員の養成・確保を図るとともに、相談支援体制の充実、適切なモニタリングの実施に努めます。
- 地域移行支援及び地域定着支援は、様々な機会を通じて情報提供を行い、地域生活への移行が可能な人の把握に努めるとともに、障がい者支援施設や医療機関等と連携を図りながら必要時には対応します。

2 地域生活支援事業の見込みと確保策

(1) 基本的な考え方

地域生活支援事業は、市町村が実施主体となる事業で、障がいのある人や障がいのある児童が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むためのサービスを提供するものです。地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により、事業を計画的に実施します。

また、複数の市町村が連携し広域的に実施することや、事業の全部または一部を委託することも可能となるため、利用者のニーズや玄海町の資源等を勘案し、実情に応じたサービスの確保に努めます。

(2) 必須事業

1) サービスの内容、実績及び見込量

① 理解促進研修・啓発事業

サービス内容：障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業です。障がい及び障がいのある人や障がいのある児童について理解を深めるとともに、地域社会での支援のあり方についての啓発活動を行います。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」などについての啓発を図るため、パンフレットの作成などの広報活動を推進します。

② 自発的活動支援事業

サービス内容：障がいのある人、その家族、地域住民などが、地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する事業で、障がいのある人の支援活動を行うボランティア団体や障がい者諸団体等の支援に努めます。

③ 相談支援事業（障害者生活支援事業）

サービス内容：障がいのある人や家族等の介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助等を行います。

④ 成年後見制度利用支援事業

ア. サービス内容：知的障がい又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び報酬を助成するものです。

イ. 実績と見込み：前期に利用実績はありませんが、過去の実績を踏まえ見込んでいます。

■成年後見制度利用支援事業のサービス量の見込み

単位等		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (人)	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

※令和5年度の実績は見込み

⑤ 意思疎通支援事業

ア. サービス内容：聴覚、言語・音声機能などの障がいのため、意思伝達に支援が必要な人に、手話通訳者等を派遣します。

イ. 実績と見込み：前期に利用実績がなく、第7期の利用は見込んでいません。

■意思疎通支援事業のサービス量の見込み

単位等		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数 (回/年)	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

※令和5年度の実績は見込み

⑥ 日常生活用具給付等事業

ア. サービス内容:

1. 介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの利用者の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるイスなどであって、実用性があるもの。
2. 自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がいのある人用の屋内信号装置など、利用者の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるもの。
3. 在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、利用者の在宅療養等を支援するものであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるもの。
4. 情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、利用者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるもの。
5. 排泄管理支援用具	ストマ用装具など、利用者の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるもの。
6. 居宅生活動作補助用具	利用者の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

イ. 実績と見込み：2. 自立生活支援用具及び6. 居宅生活動作補助用具の利用は見込みより増えており、5. 排泄管理支援用具の利用は見込みより少なくなっています。他の日常生活用具等の利用の伸びはみられません。

これまでの利用実績から増加しているものは増加を見込み、増加していないものは、過去の実績を踏まえ見込みます。

■日常生活用具給付事業のサービス量の見込み

単位：給付件数（／年）

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	1	0			
自立生活支援用具	見込み	1	1	1	2	3	3
	実績	1	2	2			
在宅療養等支援用具	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			
情報・意思疎通支援用具	見込み	2	2	2	1	1	1
	実績	2	0	0			
排泄管理支援用具	見込み	28	29	30	20	20	20
	実績	20	19	20			
居宅生活動作補助用具	見込み	1	1	1	2	2	2
	実績	2	1	2			

※令和5年度の実績は見込み

⑦ 移動支援事業

ア. サービス内容：身体、知的、精神等の障がいにより外出時の移動が困難な人に対し、外出の際の移動の支援を行います。

イ. 実績と見込み：前期は1人の利用があり、第7期では同程度見込んでいます。

■移動支援事業（車両移送型）のサービス量の見込み

単位等		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 （／年）	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			
時間 （／年）	見込み	218	220	222	80	80	80
	実績	124	5	80			

※令和5年度の実績は見込み

2) 見込量の確保策

○広報や窓口等で事業の周知を図るとともに、障がいのある人のニーズを把握し、適切なサービスの提供に努めます。

(3) 任意事業

1) サービスの内容、実績及び見込量

① 福祉ホーム

ア. サービス内容：家庭環境や住宅事情により、居家で生活することが困難な障がいのある人に、低額な料金で居室、その他の設備や日常生活に必要なサービスを提供します。

イ. 実績と見込み：令和3年度に1人の利用があり、これを踏まえて見込んでいます。

■福祉ホームのサービス量の見込み

単位等		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (/年)	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	1	0	0			

※令和5年度の実績は見込み

② 日中一時支援事業

ア. サービス内容：日中一時的にサービス利用を必要とする障がいのある人に、入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活に上の支援や創作的活動、生産活動の機会を提供します。

イ. 実績と見込み：令和4年度、令和5年度に1人の利用があり、これを踏まえて見込んでいます。

■日中一時支援事業のサービス量の見込み

単位等		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (/年)	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	1	1			
回数 (/年)	見込み	73	80	85	40	40	40
	実績	0	26	40			

※令和5年度の実績は見込み

③ 自動車運転免許取得費助成・改造費助成事業

ア. サービス内容：運転免許を取得する際の費用及び、障がいのある人自らが所有し、運転する自動車を改造する際の費用の助成を行います。

イ. 実績と見込み：前期に自動車運転免許取得費助成事業及び自動車改造費助成事業の利用実績はありませんが、過去の実績を踏まえ見込んでいます。

■自動車運転免許取得費助成、自動車改造費助成のサービス量の見込み

単位等			第6期			第7期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得費助成事業	実人数 (／年)	見込み	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0			
自動車改造費助成事業	実人数 (／年)	見込み	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0			

※令和5年度の実績は見込み

2) 見込量の確保策

○広報や窓口等で事業の周知を図るとともに、提供体制の整備に努めます。また、障がいのある人のニーズを把握し、サービスの適切な提供に努めます。

第5章 障がい児福祉サービス

(1) 通所支援

1) サービスの内容、実績及び見込量

① 児童発達支援

ア. サービス内容：令和5年度までは、未就学の障がい児に日常生活での基本的な知識、技能の付与や集団生活への適応訓練を行う「福祉型」と上肢、下肢又は体幹の機能障がいのある未就学児に、児童発達支援及び治療を行う「医療型」がありました。令和6年度からは「福祉型」と「医療型」は「児童発達支援」に統合されます。

イ. 実績と見込み：前期に1人の利用があり、これを踏まえて見込んでいます。

■児童発達支援のサービス量の見込み

月当たり		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (/月)	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			
人日分 (/月)	見込み	8	8	8	15	15	15
	実績	17	11	15			

※令和5年度の実績は見込み

② 放課後等デイサービス

ア. サービス内容：就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に実施します。

イ. 実績と見込み：令和5年度に10人の利用があり、今後も利用が増加するものと見込んでいます。

■放課後等デイサービスのサービス量の見込み

月当たり		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (/月)	見込み	8	9	10	11	12	13
	実績	1	1	10			
人日分 (/月)	見込み	32	36	40	69	76	82
	実績	19	58	63			

※令和5年度の実績は見込み

③ 保育所等訪問支援

ア. サービス内容：保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児に対して、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

イ. 実績と見込み：前期に利用実績がなく、第7期の利用は見込んでいません。

■保育所等訪問支援のサービス量の見込み

月当たり		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (/月)	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			
人日分 (/月)	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

※令和5年度の実績は見込み

2) 見込量の確保策

○児童発達支援は、障がい児福祉サービスの提供体制の整備を図るとともに、関係機関との連携を強化し、必要な支援を実施していきます。

○放課後等デイサービスは、今後も利用者の増加が見込まれます。生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障がいのある児童の自立を促進するために、学校や家庭との連携強化に努めます。

○保育所等訪問支援は、利用を見込んでいませんが、保育所における児童の状況の把握に努め、利用の希望がある場合には対応できるように、サービス提供体制の整備に努めます。

(2) 障害児相談支援

1) サービスの内容、実績及び見込量

ア. サービス内容：利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成等を行います。

イ. 実績と見込み：前期の利用人数は増加傾向となっており、これを踏まえて見込んでいます。

■障害児相談支援のサービス量の見込み

月当たり		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数 (/月)	見込み	-	-	-	9	10	11
	実績	4	6	8			
回/年	見込み	-	-	-	15	17	20
	実績	3	10	13			

※令和5年度の実績は見込み

2) 見込量の確保策

○障がい児福祉サービスを利用するすべての障がいのある児童が、ニーズに応じたサービスを利用できるように、障害児相談支援事業所の周知を行います。併せて、保育所や学校教育、及び福祉サービス事業者等と連携を強化し、サービス提供体制の充実に努めます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 推進体制の充実

福祉・介護課をはじめとして、保健・医療、教育、就労等の幅広い分野における関係各部門との連携を図りながら本計画を推進します。

そして、行政だけではなく、障がいのある人やその家族、障がい者団体や社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所、地域住民、ボランティア、民生委員児童委員等との連携を図りながら、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし、活動できる社会の推進に努めます。

さらに、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いため、今後の制度改正等に対応するためにも、国や県の関係各機関との連携を図り、情報収集に努めます。また、近隣の市町と連携し、サービス提供体制の確保に努めます。

(2) サービスの質の向上と人材確保への支援の強化

障がいのある人が安心して生活を送ることができるように福祉サービスの充実を図るためには、施設・制度の整備だけではなく、人材の確保が重要となります。県等の関係機関と連携を図り、行政職員の人材育成と確保に努めるとともに、障がい福祉サービスの提供に関わる人材の育成及び資質の向上を支援します。

2 協議会の円滑な運営促進

北部地域自立支援協議会の円滑な運営をより一層促進し、利用者ニーズの把握、地域課題の解決、社会資源の開発、広域でのサービス基盤の整備等、様々な取組を推進していきます。

3 PDCA サイクルによる評価と計画の見直し

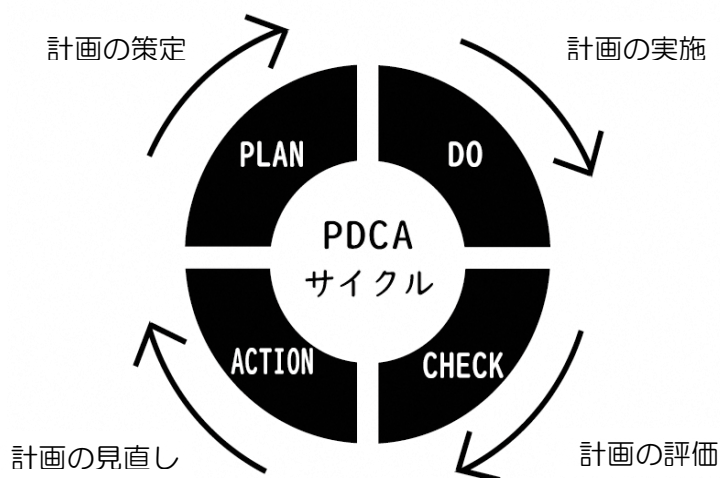
(1) 計画における PDCA サイクル

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があれば計画の変更やその他の必要な措置を講ずることとなっています。これを PDCA サイクルといいます。

(2) 計画の評価・見直し

PDCA サイクルに従って、目標数値及びサービス見込量については、年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行います。必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

計画終了年度の令和8年度には、3か年の評価を踏まえ、「玄海町第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画」の策定を行います。



玄海町

第7期障がい福祉計画及び
第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

編集・発行 玄海町

〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地

電話 0955-52-2220

FAX 0955-52-2813